

標準的な官職を定める政令（概要）

- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第 2 項に基づき、職制上の段階^{※1}及び職務の種類^{※2}に応じ、標準的な官職を定めた（本則の表第 4 欄）。

※1 職制上の段階

系統的に編制された国の行政機関全体の中で、組織における指揮監督の系統や序列等の階層秩序を表すもの。

国の行政機関には、内部部局、施設等機関、地方支分部局等があることから、これらの部局又は機関等の区分（本則の表第 2 欄）を前提として職制上の段階を規定（本則の表第 3 欄）。

※2 職務の種類

実際に職務を遂行する上で求められる能力の異同にかんがみ、一般行政、研究、医療、技能・労務、船舶運航、特許、検疫、航空交通管制等の30種類に区分（本則の表第 1 欄）。

- 施行期日は、改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成21年 4 月 1 日）（附則第 1 条）。
- その他改正法による職階制の廃止に伴う規定の整備等を行う（附則第 2 条及び第 3 条）。

【参考：一般行政の職務の種類、本省内部部局等の例】

職制上の段階	A 省	B 省	C 省	標準的な官職	
①	事務次官、A 審議官…	事務次官…	事務次官、C 審議官…	事務次官	※ 各職制上の段階を端的に表すものとして標準的な官職を定める。 ※ 標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力を標準職務遂行能力として内閣総理大臣が定める。
②	局長、政策統括官…	官房長、局長…	官房長、局長…	局長	
③	部長、審議官…	審議官…	次長…	部長	
④	課長、参事官…	課長、管理官…	課長、参事官…	課長	
⑤	室長、企画官…	調査官…	室長…	室長	
⑥	課長補佐、専門官…	上席〇〇官…	課長補佐、室長補佐…	課長補佐	
⑦	係長、専門職…	〇〇官…	係長、主査…	係長	
⑧	係員	係員	係員	係員	

※ 各部局又は機関等に存する職制上の段階と職務の種類ごとに標準的な官職を定める。